

ハウスプラスすまい保険 設計施工基準適用除外に関する確認書（包括認定）

株式会社リポール 御中

ハウスプラス住宅保証株式会社

瑕疵保険部



下記事項に関し、貴社からの適用除外事項の検討依頼に基づき、設計施工基準適用除外の検討をした結果その内容の確認をいたしました。

なお、本確認は貴社について下記除外条件を満たした場合のみのものとなります。除外条件は瑕疵保険の事故発生率等の理由により、相当期間内（概ね1年間）に見直しがなされます。本帳票は、将来にわたって、それをお約束するものではありませんので、予め御了承ください。

物件名	
建築場所（住所）	

■包括的適用除外確認日

2009年12月3日

■適用除外事項	<p>（バルコニー及び陸屋根の防水） 第8条 床は、1/50以上の勾配を設けることとする。ただし、防水材料製造者の施工基準において表面排水を行いやすい措置を施すなど、当該基準が雨水の浸入を防止するために適切であると認められる場合は当該基準によることができる。 2 防水材料は、下地の変形及び目違いに対し安定したもので、かつ、破断又は穴あきが生じにくいものとし、以下の防水工法のいずれかに適合するものとする。なお、歩行を前提とする場合は、強度や耐久性を確保するものとする。 （1）金属板（鋼版）ふき （2）塩化ビニール樹脂系シート防水工法 （3）アスファルト防水工法 （4）改質アスファルト防水工法 （5）FRP系塗膜防水工法。ただし、ガラスマット補強材を2層（ツープライ）以上とすること。なお、防水材料製造者の施工基準において、施工面積が小さく、ガラスマット補強材に十分な強度が認められる場合など、当該基準が雨水の浸入を防止するために適切であると認められる場合は1層以上とすることができる。 （6）FRP系塗膜防水と改質アスファルト防水又はウレタン塗膜防水を組み合わせた工法 3 壁面との取り合い部分（手すり壁又はハラベット（本条において、以下「手すり壁等」という）との取り合い部分を含む）の防水層は、開口部の下端で120mm以上、それ以外の部分で250mm以上立ち上げ、その端部にシーリング材又は防水テープを施すこととする。</p>
■上記の除外条件	<ul style="list-style-type: none"> ■ 株式会社リポール 水性塗膜防水材料「リポールマイティ・L圧着工法（R-A工法）」を使用する ■ 製造メーカーの施工マニュアルを遵守する ■ ハウスプラスすまい保険設計施工基準 第二章 木造住宅 に適用する

※お申込みの際は本確認書（写し）を添付の上、必要図書と一緒に提出してください。